

新宮市告示第 103 号

新宮市いきいきサロン活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

新宮市いきいきサロン活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 10 月 9 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市いきいきサロン活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

新宮市いきいきサロン活動支援事業補助金交付要綱（平成17年新宮市告示第50号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項及び号に対応する改正前の欄の項及び号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項及び号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項を削る。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。
- (5) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句に対応する改正後の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の下線が引かれた字句を削る。

改正後	改正前
(補助対象等)	(補助対象 <u>団体の活動</u> 等)
第2条 この事業の補助対象となる市民グループは、 <u>次の要件を全て満たすこととする。</u>	第2条 この事業の補助対象となる市民グループは、 <u>地域に密着した会館等既存の公共施設又は居室に余裕のある家屋等を利用して、各種レクリエーションや運動などのサロン活動を行うものとする。</u>
(1) 団体の利用対象者は、市内に居住するおおむね65歳以上高齢者としてすること。	
(2) 団体の活動内容は、参加者全体で取り組むことができる各種レクリエーションや運動などのサロン活動を行うものとし、公序良俗に反すると市が認めた活動は対象外としてすること。	
(3) 会場については、市内の会館、集会所等の公共施設を活用すること。	
(4) 活動回数として、市民グループのサロン活動は、1か月に1回以上行うものとし、1回の活動で10人以上の参加者を得ること。ただし、単なる会議等については、回数に含めない。	
(5) 利用者の希望、健康状態や感染対策等に十分配慮し	

改正後	改正前
つつ事業を実施すること。 (6) 他の補助金等の交付を受けていないこと。	2 この事業の利用対象者は、市内に居住するおおむね65歳以上の単身世帯若しくは高齢者のみの世帯又はこれらに準ずる世帯に属するものとする。ただし、多数の利用希望者等地域的事情がある場合は、柔軟に対応することができるものとする。 3 市民グループのサロン活動は、1か月に1回以上行うものとし、1回の活動で10人以上の参加者を得るものとする。 4 市民グループは、利用者の希望、健康状態や感染対策などの衛生管理等に十分配慮しつつ事業を実施するものとする。
<u>2</u> (略) 3 次の各号に掲げる経費は、補助金の対象外とする。 (1) 弁当、菓子などの飲食費 (2) 忘年会等の単なる娯楽事業の費用 (3) 個人の利益となるような物品や商品券、ビール券、金券の購入費、景品代等	<u>5</u> (略)

附 則

この告示は、令和8年10月15日から施行する。